

(第一面)

- | | | |
|------------------|------------------|----|
| 検査機関名
建築士事務所名 | 合同会社Y.STORY建築事務所 | 御中 |
|------------------|------------------|----|

備 考	☐ PDFファイルの受領ができないため、交付書類は紙による交付を希望します。 ※適合証明技術者に申請する場合、交付書類は紙による交付のみとなりますので、チェックは不要です。
-----	--

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄
				(発行年月日及び番号) 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 第 〇 号
				※備考欄

2026年10月

事前確認（物件売買時）に関する申請書

【フラット35】リノベ

（第二面）

＜申請者確認事項＞

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（以下「フラット35」といいます。）の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
- （1）機構のフラット35に適用される技術的基準に適合していること。
- （2）住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての現況検査は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての現況検査は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- 6 【フラット35】リノベ及び【フラット35】中古プラスの利用に当たっては、金融機関への申込期間が定められており、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 7 フラット35の技術的基準に不適合な場合で、リフォーム工事等によって改善が図れない場合は、融資の対象とならないことを承知しています。
- 8 物件売買時における事前確認において、フラット35（中古住宅）の技術基準の全てに適合する場合であっても、リフォーム工事後に当該基準に適合しない部分があるときは、融資の対象とならないことを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
- 検査機関及び建築士事務所（以下「検査機関等」といいます。）は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
- （1）業務内容
- ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）
- イ その他これらに付随する業務
- （2）利用目的
- 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
- ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため（同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち、当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。）
- イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
- 検査機関等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・ 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・ 機構が行う【フラット35】リノベに関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・ 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・ アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	事前確認（物件売買時）に関する申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住宅情報（所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等）
申請住宅について機構の【フラット35】リノベの融資の申込みを行う金融機関	・ 【フラット35】リノベに関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関（注）（建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。）	・ 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等	

（注）登録を実施する機関とは、（一社）日本建築士事務所協会連合会及び（公社）日本建築士会連合会をいいます。